

副本

平成20年(行ウ)第231号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔 鳳泰ほか9名

被告 国

準備書面(2)

平成20年11月25日

東京地方裁判所民事第3部A係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	
益	子	浩	志 
山	田	重	夫  (代)
和	田	幸	浩  (代)
長	尾	成	敏  (代)
阿	部	録	明  (代)
田	留	章	平  (代)
清	水		享  (代)
大	野		祥  (代)
小	川		伸  (代)
武	田	善	憲  (代)

被告は、本件文書の不開示部分における各不開示情報該当性に関し、上記各文書に記録された情報の性質、種類を明らかにした上で当該情報を開示することが韓国・北朝鮮をめぐる日本外交に与える影響等により不開示とすることに正当性がある旨主張し、上記各文書における各不開示部分の内容及び不開示理由について説明を加えて、各不開示部分が法5条各号に該当すると判断した理由を主張してきたところであるが、本準備書面において、上記各文書における各不開示部分の内容及び不開示理由についての説明を補充する。

なお、略号の標記については、従前の例による。

1 本件文書の不開示部分はいずれも現在及び将来の韓国及び北朝鮮をめぐる外交に具体的な影響が及ぶ可能性が高い内容の記述となっていること

本件文書は、竹島問題に関する文書1点（文書137、全部不開示）、日本の対韓国政策に関する文書1点（文書67・乙第7号証）及び日韓会談に関する文書11点（文書68・乙第8号証、文書69・乙第9号証、文書72・乙第10号証、文書76・乙第11号証、文書77・乙第12号証、文書93・乙第13号証、文書94・乙第14号証、文書96・乙第15号証、文書102・乙第16号証、文書125・乙第17号証、文書126・乙第18号証）の13文書であり、本件文書は、いずれも、外務省が作成した韓国及び北朝鮮をめぐる外交問題に関係する文書である。

外交問題については、一般的に、外交交渉を円滑に推進するため、いわゆる水面下での交渉や事前準備のための内部における多角的かつ多面的な分析、検討及び協議が実施されているのが通常であり、これらの交渉や協議等は秘密裡に進めなければ、外交交渉が成功しないことが多く、必然的に、これらの交渉や協議等の内容を記録した文書は外交機密を含む内容になるといえる。

本件文書の不開示部分は、いずれも、過去における日本と韓国との間の外交交渉において重要な懸案事項である竹島問題、財産・請求権問題あるいは在日韓国

人の地位に関する問題等を内容とするものであり、これらの不開示部分を開示することは、現在及び将来における韓国及び北朝鮮との外交交渉において、日本にとって不利益となる具体的な影響が及ぶ可能性が高い。

そこで、本件文書の各不開示部分について、その内容及び不開示理由についての説明を補充する前に、竹島問題、財産・請求権問題及び在日韓国人の地位に関する問題について説明する。

(1) 竹島問題

言うまでもなく、竹島の領有権に関する問題は、従来から我が国と韓国との間での最も重要な懸案事項の一つであり、領土問題という我が国にとって譲歩することのできない問題であることから、本問題への我が国の具体的な考え方や分析法、立論等は基本的にすべて、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあり、あるいは、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報に該当するものといえる。

(2) 財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題

財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題のいずれについても、日韓交渉での我が国の交渉の実態が現在継続中の北朝鮮との国交正常化交渉において、非常に重要な先例や手掛かりとなる。

したがって、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題についての各情報は、いずれも朝鮮半島に位置し、類似の歴史的背景を有する北朝鮮との国交正常化交渉において、非常に重要な情報となることは明らかであり、また、北朝鮮が日本との国交正常化交渉等において少しでも有利に交渉を行うため、日韓国交正常化交渉における韓国政府に対する日本政府の対応について詳細な検討及び分析をした上で日本との交渉に臨むことは当然予想されるところであり、北朝鮮は交渉を有利に進めるため、少しでも多く日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題につ

いての各情報入手したいと望んでいるものと推認される。

これらに加えて、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題には、「ある特定の懸案事項」が含まれており、「ある特定の懸案事項」については、これに関する記載がなされていること、すなわち当該情報の記載が存在すること自体をもってして、将来的に外交上の問題に発展する可能性が明らかに予想されるため、当該情報については「ある特定の懸案事項」としか説明できず、また、当該情報の記載部分を明らかにすること自体できないものである。

以上から、日本と韓国との間における財産・請求権問題及び在日韓国人の地位の問題についての情報は、「公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがあり、あるいは、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報に該当するものといえる。

2 本文書の各不開示部分の内容及び不開示理由の説明の補充

(1) 「竹島問題に関する文献資料」(文書137・全部不開示)

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第1の記載のとおり、文書137は、外務省アジア局北東アジア課(当時)内に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が作成した資料であり、内容は、竹島問題に関する文献資料(主に外務省内で作成された内部資料)のリスト及び同文献資料に記載された内容について概要を説明したものである。かかる資料には竹島問題に関する歴史的経緯に関する論文や、領有権についての法律上の見解及び調査資料等が含まれているほか、外務省内で作成された各種内部分析資料が広範に含まれている。また、日本政府が韓国政府との関係で竹島問題を取り上げることとなった原因事実を把握するに至った端緒を含め竹島問題をめぐる日韓政府間のやり取りにつ

いての事実関係も記載されている。

イ 不開示理由

上記アで述べたとおり、文書137は外務省の内部資料として作成されたものであり、同文書に記載されている内容は、いずれも、竹島問題に対する日本政府の対応に関し、外務省内部で検討した状況が、検討の際に使用されたり作成された資料の概要とともに記載されており、当時、外務省において竹島問題について歴史的視点や法的視点から多角的に分析・検討した状況のみならず将来における韓国政府との交渉において日本にとって有利な方向で交渉を進めるための具体策も知り得る内容となっている。

したがって、文書137に記載された情報を一部でも開示すると、竹島問題をめぐるこれまでの日韓間の公式・非公式な協議ややり取りの中で示された日本政府の見解が、どのような政府内部の検討を経て策定されるに至ったのかを具体的に韓国側が知り得ることになり、結果的に将来における竹島問題をめぐる韓国との外交交渉において、日本政府の立場を不利に導くことになる可能性が高い。

また、日本政府が韓国政府との間で竹島問題を取り上げることとなった原因事実を把握するに至った端緒を含め竹島問題をめぐる日韓政府間のやり取りについての事実関係が開示されれば、竹島に対する日本政府の内部的対応状況が明らかにされることになり、日本政府が竹島問題をめぐり韓国との間で外交上のやり取りを行う上で、外交交渉上、不利益を被る可能性が高い。

なお、被告準備書面(1)別紙第1で述べたとおり、竹島問題については、日本において国会審議でも恒常的に議論されているのみならず、韓国においては在韓国日本国大使館に対し韓国国民による抗議行動が起きる等日韓両政府及び国民がそれぞれの立場から高い関心を寄せている状況にあり、このような状況下において、文書137に記載された情報の内容が開示された場合、当該情報の内容について日本政府の意図しない解釈や引用がなされたり、竹

島問題をめぐる今後の外交上のやり取りにおいて日本政府の立場が不利となるような利用がなされるおそれがあるだけでなく、上記のとおり、竹島問題について歴史的視点や法的視点から多角的に分析・検討した状況や将来における韓国政府との交渉において日本にとって有利な方向で交渉を進めるための具体策となり得るものを韓国政府に開示することとなり、今後の日本にとっての同問題をめぐる外交上のやり取りにおける日本の立場に具体的な不利益をもたらす可能性が極めて高い。

以上から、文書137については、文書に記載されている内容全部が「公にすることにより、韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(2) 「朝鮮問題（対朝鮮政策）」（文書67・乙第7号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の1の記載のとおり、文書67（乙第7号証）は、外務省アジア局第5課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書67の不開示部分は2か所（約2行分及び約1行分）であり、いずれも、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉において、日本政府と韓国政府との会談で協議された財産・請求権問題等に関する韓国政府との交渉過程について日本政府内部で検討された腹案の段階における見解についての情報である。

まず、37枚目の不開示部分（約2行分）には、在日韓国人に対する財産的保障についての腹案の具体的内容が記載されており、当該腹案はあくまで腹案として提案されたに過ぎないものである。

次に、53枚目の不開示部分（約1行分）には、日米間で意見調整がなさ

れた日韓会談の再開の手順に関して、財産・請求権問題について「請求権の相互放棄を提案する。」とし、これに続いて、同提案に付加する腹案の具体的内容が記載されており、当該腹案もあくまで腹案として提案されたに過ぎないものである。

イ 不開示理由

上記アで述べたとおり、文書67は外務省において内部文書として作成されたものであり、不開示部分は、いずれも、日韓会談における財産・請求権問題に関して特定の懸案事項に対する日本政府の腹案段階における具体的見解に関する情報である。

被告準備書面(1)別紙第2の1で述べたとおり、このような腹案段階の具体的見解が開示されると、現在継続中である北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の対処方針（外交交渉上の戦術）を明かすことにつながり、もって日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

さらに、当該「腹案段階における見解」は、財産・請求権問題に関する「特定の懸案事項」に対する当時の外務省における具体的な見解であり、単なる抽象的な交渉スタンスを述べたものではない。

したがって、上記「腹案段階における見解」が開示されれば、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日韓国交正常化交渉において内部的にせよ外務省が提案していた見解であるとして「腹案段階における見解」を先取りして提案を強行され、日本側としては譲歩せざるを得ないという具体的な不利益を被るおそれが十分予想される。

のみならず、上記「腹案段階における見解」が開示されることにより、現在の日韓関係にも影響を与えるおそれも多分にある。

以上から、文書67（乙第7号証）の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び

北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(3) 「日韓会談議題の問題点」（文書68・乙第8号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の2の記載のとおり、文書68（乙第8号証）は、外務省が作成した文書であり、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書68の不開示部分は8か所であり、不開示部分の分量及び内容は以下のとおりである。

① 7枚目の不開示部分（約1行分）

日韓国交正常化交渉における基本関係条約起草に関する韓国政府との交渉過程で開催された谷・金会談での谷大使の発言内容のうち最終的に締結された上記基本関係条約の解釈とは相容れないと解し得る見解すなわち「交渉全体の基本的枠組み」についての具体的言及で交渉相手である北朝鮮側が知るところとなれば直ちに日本側が具体的な不利益を被ることが確実に予想される内容が記載されている。

② 15枚目の不開示部分（約1行分及び約5行分）

いずれも、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において問題となった韓国政府の日本政府に対する請求金額の試算等に関する日本政府内部の検討内容が記載されている。

③ 19枚目直後（裏面）の不開示部分（1ページ分）

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において問題となった日本政府の韓国政府に対する請求金額の試算等に関する日本政府内部の検討内容が記載されている。

④ 22枚目の不開示部分（約4行分）

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的，評価についての日本政府内部の率直な見解が記載されている。

⑤ 23枚目の不開示部分（約2行分）

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において問題となった日本政府の対韓請求権放棄に関し，昭和28年10月に開催された日韓会談の際，久保田代表から発言のあった非公式見解（ある特定の懸案事項に関係する。）の内容が記載されている。

⑥⑦ 24枚目の不開示部分（約9行分）及び25枚目の不開示部分（約7行分）

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において，谷大使が日韓非公式会談で提案した日本政府の韓国政府に対し返還する用意があるとした「ある特定の懸案事項」等に関し，当時の大蔵省と外務省の事務折衝において外務省が提案した試案についての外務省内部の検討内容が記載されている。

⑧ 68枚目の不開示部分（約2行分）

竹島問題に関して日本政府内部において検討した当時の竹島の状況についての率直な認識，評価が記載されている。

イ 不開示理由

① 7枚目の不開示部分について

①の不開示部分は，最終的に締結された日韓基本関係条約の解釈と相容れないと解し得る見解が記載されており，このような情報が公開されれば，無用の混乱を招き，現在の日韓関係に影響を与えるおそれがあるほか，また，北朝鮮との国交正常化交渉において，北朝鮮側に「日韓交渉において，日本側がかつては〇〇といった発言をしていたのであるから，〇〇まで譲歩・妥協してもやむなしと判断していたことが推認される。よって，北朝

鮮との交渉においても〇〇について日本政府に強く迫れば譲歩を得られる可能性がある。」との判断・認識を持たせるというような日本側にとっては不利となり北朝鮮側にとっては有利となる情報を提供することにもなりかねないという具体的な不利益を被るおそれも十分予想される。

以上から、文書68（乙第8号証）7枚目の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

②～⑦ 15枚目、19枚目直後、22枚目ないし25枚目の各不開示部分について

②～⑦の不開示部分は、いずれも財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉経過についての日本政府内部の検討内容が記載されており、特に、韓国政府に対する具体的請求金額の項目と試算等に関する日本政府内部の検討内容や日本政府が韓国政府に支払う金員についての日本政府の内部試算等の各見解も記載されていることから、上記各不開示情報が開示されると、日韓交渉において具体的にいかなる項目についてどの程度の金額を想定していたのかが如実に明らかになる。これらの各不開示部分が開示されると、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に「日韓交渉において、日本政府内部は〇〇まで試算や検討を行っていた。」という重要な手掛かりや主張の論拠を与えることになり、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすことは明白である。

なお、当該不開示部分で記述されている項目は、いずれも北朝鮮との国交正常化を図るために交渉上取り上げられることが当然想定され得る項目ばかりであり、単なる一般的可能性として「取り上げられる可能性が理論

的にあり得る」といった蓋然性をはるかに超えた重要性を有する事項である。

以上から、文書68（乙第8号証）15枚目、19枚目直後、22枚目ないし25枚目の各不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

⑧ 68枚目の不開示部分について

③の不開示部分は、日本と韓国との間における重要な懸案事項である竹島問題に関する日本政府内部の率直な認識及び評価が記載されており、当該不開示情報が開示されると、韓国政府に「日本政府は竹島についてこのような観察を行っていたのであるから、今後、竹島問題をめぐるやり取りにおいては、日本政府にこの点を追及し、あるいは、この点を対抗すべく戦術をもって臨むのが有利である。」といった判断を導かせる手掛かりを与えるおそれが高く、竹島問題における日本政府の立場が不利になる可能性が極めて高い。

したがって、文書68（乙第8号証）68枚目の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との外交交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(4) 「日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料」（文書69・乙第9号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の3記載のとおり、文書69（乙第9号証）は、外務省アジア局第1課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の

対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書69の不開示部分は4か所であり、いずれも、財産・請求権問題に関する記載であり不開示部分の分量及び内容は以下のとおりである。

①② 13枚目の不開示部分(約2行分)及び76枚目の不開示部分(7行分)

日本政府の韓国政府に対する請求金額について個別具体的項目についての試算等に関する内容が記載されている。

③ 16枚目の不開示部分(約3行分)

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の率直な見解が記載されている。

④ 82枚目の不開示部分(約2行分)

財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において問題となった韓国政府の日本政府に対する請求について、日本政府が正式提示を留保した具体的な請求項目であり、韓国政府との「ある特定の懸案事項」に直接関連する内容及びその試算額に関する内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書69の各不開示部分は、いずれも財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉経過についての日本政府内部の検討内容が記載されており、特に、韓国政府に対する請求金額の試算等に関する内容や日本政府が韓国政府に支払う金員についての特定の懸案事項に関する日本政府の内部試算や、日本政府の基本方針についての率直な見解が記載されていることから、上記各不開示情報が開示されると、日韓交渉における日本政府の基本的な方針や財産請求における相互の請求について日本政府が具体的にいかなる項目についてどの程度の金額を想定していたのかが如実に明らかになり、また、当時の日本政府の韓国との国交正常化交渉における交渉戦術について、いわば、交渉の「落とし所」をどのように捉えていたか等を露呈することになりかねず、現

在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に「日韓交渉において、日本政府内部は〇〇まで試算や検討を行っていた。」という重要な手掛かりや主張の論拠を与えることになり、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすことは明白である。

以上から、文書69(乙第9号証)13枚目、15枚目、76枚目及び82枚目の各不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(5) 「日韓会談の問題点」(文書72・乙第10号証)

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の4記載のとおり、文書72(乙第10号証)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書72の不開示部分は、4枚目(約7行分)及び4枚目直後(1ページ分)の一連の記載部分であり、財産・請求権問題に関する記載がある。

不開示部分は、韓国政府が正式提示を留保している対日請求権について、日本政府内部で「ある特定の懸案事項」を含む項目の金額を具体的に試算した結果及びその検討内容等に関する情報が記載されている。

イ 不開示理由

文書72の不開示部分は、財産・請求権問題に関して韓国政府が正式提示を留保している対日請求権について、日本政府内部で「ある特定の懸案事項」を含む項目の金額を具体的に試算した結果及びその検討内容が記載されていることから、上記各不開示情報が開示されると、日本政府が具体的にいかな

る項目についてどの程度の金額を想定していたのかが如実に明らかになり、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に「日韓交渉において、日本政府内部はそれぞれの項目についてどの程度の金額になるか、あるいは、いかなる試算を行ったのか、どの程度の価値を持つものと認識・想定していたのか」について重要な手掛かりを与えることになり、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすことは明白である。

以上から、文書72（乙第10号証）4枚目、4枚目直後の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(6) 「日韓会談の経緯及び問題点」（文書76・乙第11号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の5記載のとおり、文書76（乙第11号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書76の不開示部分は2か所であり、いずれも財産・請求権問題に関する記載であり、不開示部分は21枚目（約2行分）及び25枚目（約5行分）である。

21枚目（約2行分）の不開示部分には、日本政府の韓国政府に対する請求金額についての試算に関する内容が記載されており（文書69の13枚目の不開示部分と同旨）、25枚目（約5行分）の不開示部分には、財産・請求権問題に関する韓国政府との交渉過程において日本政府が主張していた基本方針の目的、評価についての日本政府内部の率直な見解が記載されている（文

書69の16枚目の不開示部分と同旨)。

イ 不開示理由

文書76の各不開示部分は、財産・請求権問題に関して日本政府の韓国政府に対する請求金額の試算に関する内容及び財産・請求権問題についての日本政府の基本方針についての率直な見解が記載されていることから、上記各不開示情報が開示されると、日本政府内部における請求金額の検討状況が明らかになり、また、当時の日本政府の韓国との国交正常化交渉における交渉戦術について、いわば、交渉の「落とし所」をどのように捉えていたか等を露呈することとなりかねず、現在の韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、北朝鮮側に日本政府の交渉戦術等に関する重要な手掛かりを与えることになり、北朝鮮側にとって有利となる情報を提供し、日本政府の交渉上不利益をもたらすことは明白である。

以上から、文書76(乙第11号証)21枚目及び25枚目の各不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報(法第5条3号)に該当する。

(7) 「日韓会談の経緯」(文書77・乙第12号証)

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の6記載のとおり、文書77(乙第12号証)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との間における国交正常化交渉の概要や同交渉における日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が記録されている。

文書77の不開示部分は60枚目(約4行分)であり、文書76の25枚目の不開示部分と全く同一内容である。

イ 不開示理由

文書77の不開示部分の不開示理由は、文書76の25枚目の不開示部分について述べたことと同様である。すなわち、この不開示部分には、財産・請求権問題についての日本政府の基本方針についての率直な見解が記載されていることから、上記不開示情報が開示されると、当時の日本政府の韓国との国交正常化交渉における交渉戦術が露呈することとなりかねないことから、「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(8) 「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第11回）」（文書93・乙第13号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の7記載のとおり、文書93（乙第13号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程で開催された第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第11回会合における財産・請求権問題、特に「昭和20年（1945年）8月9日現在韓国に本店のあった法人の在日財産の返還請求」に関する日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間の率直な意見交換が記載されている。

文書77の不開示部分は、13枚目（2行分）、13枚目直後（1ページ分）及び14枚目（約4行分）の一連の記載部分であり、朝鮮半島地域における日本法人の財産の取扱いや処置の仕方についての基本的な整理方法等について、日本政府代表からの質問に対する、韓国政府代表者による基本的立場の具体的かつ率直な説明等が記載されている。

イ 不開示理由

文書93の不開示部分は、朝鮮半島地域における日本法人の財産の取扱いや処置の仕方についての基本的な整理方法等について日本政府代表者と韓国政府代表者との間で検討した内容が記載されていることから、上記不開示情報が開示されると、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、論点となる可能性が極めて高い財産・請求権関係の問題について、北朝鮮側に、北朝鮮に存在した日本法人の財産等についての日本政府の関心事項や基本的な考え方を具体的に明かすこととなり、その結果、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

以上から、文書93（乙第13号証）13枚目、13枚目直後及び14枚目の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(9) 「第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第12回）」（文書94・乙第14号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の8記載のとおり、文書94（乙第14号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程で開催された第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会第12回会合における財産・請求権問題、特に韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済の問題について日本政府代表者である吉田主査代理（大蔵省（当時）理財局次長）と韓国政府の李主査代理との間の率直な意見交換が記載されている。

文書94の不開示部分は、5枚目(11行分)、5枚目直後(2枚分)の一連の記載部分であり、朝鮮半島地域等における韓国法人・自然人及びその財産の法的範囲に関して具体的にいかなる考え方によりどのように画定していくのかについて、日本政府代表からの質問に対する、韓国政府代表者による基本的立場の具体的かつ率直な説明や、これに対する日本政府代表者の意見等が記載されている。

イ 不開示としなければならない理由

文書94の不開示部分は、朝鮮半島地域等における韓国法人・韓国自然人及びその各財産の法的範囲や財産の取扱い等に関する基本的な立場等について日本政府代表者と韓国政府代表者との間で検討した内容が記載されていることから、上記不開示情報が開示されると、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、論点となる可能性が極めて高い財産・請求権関係の問題について、北朝鮮側に、朝鮮半島に存在した韓国法人及び韓国自然人の各財産等についての日本政府の関心事項や基本的な考え方を具体的に明かすこととなるほか、韓国法人・韓国自然人の法的範囲についての日本政府の考え方、当時の朝鮮半島における「韓国」法人・自然人の法的範囲を画定することにより「北朝鮮」の法人・「北朝鮮」の自然人の範囲を画定することと直接関連し得ることになるので、今後の北朝鮮との交渉において日本政府の具体的考えや立場が露見する結果にもなることから、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

以上から、文書94(乙第14号証)5枚目及び5枚目直後の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報(法

第5条3号)に該当する。

(10) 「一般請求権問題に関する件」(文書96・乙第15号証)

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の9記載のとおり、文書96(乙第15号証)は、外務省アジア局北東アジア課(当時)が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程で非公式に開催された一般請求権小委員会の会談内容が記録されている。

文書96の不開示部分は2枚目(約3行分)と10枚目(約4行分)であり、2枚目(約3行分)には上記非公式会談において話し合われた財産・請求権問題等に関する韓国政府代表劉主査の率直な発言内容が記載されており、10枚目(約4行分)には当時日本政府内でも検討を終えていなかった朝鮮半島情勢と財産・請求権問題に関する重要事項についての日本政府代表吉田主査代理(大蔵省(当時)理財局次長)の率直な発言内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書96の不開示部分は、日韓非公式会談における韓国政府代表者と日本政府代表者の忌憚のない発言内容が記載されていることから、上記各不開示情報が開示されると、日本政府が韓国政府との間において水面下で協議した内容が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、北朝鮮との国交正常化交渉において、論点となる可能性が極めて高い財産・請求権関係の問題や朝鮮半島情勢の問題等について、北朝鮮側に、韓国政府との非公式な協議内容や朝鮮半島情勢に関する日本政府の基本方針及び考え方を明らかにすることとなり、今後の北朝鮮との交渉において日本政府の具体的考えや立場が露見することにもなるから、結果として、日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

以上から、文書96(乙第15号証)2枚目及び10枚目の各不開示部分

は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当する。

(11) 「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24回・第25回）」（文書102・乙第16号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の10記載のとおり、文書102（乙第16号証）は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程で開催された第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第24回会合及び同第25回会合における会談内容が記載されている。

文書102の不開示部分は10枚目（約2行分）であり、在日韓国人学校卒業生の進学資格について当時の日本政府内部における率直な検討結果及び韓国政府との外交交渉における率直な交渉状況が記載されている。

イ 不開示理由

文書102の不開示部分は、在日韓国人学校卒業生の進学資格についての日本政府内部の検討結果及び韓国政府との外交交渉における率直な交渉状況が記載されていることから、不開示部分の情報が開示されれば、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との間で信頼関係が損なわれるおそれは高く、韓国との外交交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもある。

さらに、今後の北朝鮮との国交正常化交渉においては、在日朝鮮人の進学資格についても何らかの形で取り上げられる可能性がある上に、在日朝鮮人の進学資格は在日朝鮮人の法的地位に関する問題全体の中でも重要性を有する問題の一つでもある。したがって、北朝鮮側は、日本政府との交渉を有利に進めるため、在日韓国人に対する進学資格についての日本政府内部の検討

結果及び対応状況についての情報を参考にしようとすることは容易に想定されるから、不開示部分の情報が開示されれば、北朝鮮側に日本政府との対処方針や交渉戦術を練る上で有利な情報を与えることとなり、対北朝鮮との交渉上日本政府が不利益を被ることとなる蓋然性は高い。

以上から、文書102（乙第16号証）10枚目の不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当するのみならず、「今後、日本政府における対韓国及び対北朝鮮との交渉における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」不開示情報（法第5条6号）にも該当する。

(12) 「日韓国交交渉正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）」（文書125・乙第17号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の11記載のとおり、文書125（乙第17号証）は、外務省が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国交正常化交渉過程における第4次日韓会談の概要及び上記交渉における日本政府の対応等について日本政府内部で検討した試案の内容等が記載されている。

文書125の不開示部分は、181枚目（約7行分）、182枚目（約9行分）及び183枚目（約2行分）であり、いずれも、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき措置について日本政府内部で検討した内容が記載されている。

181枚目の上から3行分の不開示部分に記載されているのは、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき基本方針であり、実際に実施される段階においても外交交渉上いわゆる水面下で実施される方策に関する情

報である。

181枚目の上から5行目から約4行分の不開示部分に記載されているのは、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき具体的措置について具体的な事項を項目1とし、以下(イ)(ロ)(ハ)と3項目が記載されているところ、いずれも、現在友好関係を維持している韓国政府との信頼関係が損なわれる蓋然性を有する内容である。

182枚目及び183枚目の不開示部分に記載されているのは、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき具体的措置としての海上警備強化および漁船保護措置についての具体的措置である。

イ 不開示理由

文書125の各不開示部分は、いずれも日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき具体的措置について、日本政府内部において検討した試案の具体的な内容が記載されていることから、不開示部分の各情報が開示されれば、日韓会談が不調に終わった場合に日本政府がとるべき措置として不開示部分の具体的措置が検討されていたことが韓国側に知られることとなり、その事実自体が韓国国内で問題視され、韓国政府のみならず報道機関や韓国国民からも非難を浴びる結果となりかねず、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との信頼関係が損なわれるおそれが高く、韓国との外交交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、北朝鮮との国交正常化交渉においても、日韓会談が不調に終わった場合の具体的措置として日本側が検討していた内容を北朝鮮が知るところとなれば、北朝鮮側に日本政府に対抗するための交渉戦術を策定する情報を提供することとなり、対北朝鮮との交渉上日本政府が不利益を被ることとなる蓋然性は高い。

以上から、文書125（乙第17号証）181枚目、182枚目及び183枚目の各不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることによ

り、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上
不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由が
ある」不開示情報（法第5条3号）に該当するのみならず、今後、日本政府
における対韓国及び対北朝鮮との交渉における事務の適正な遂行に支障を及
ぼすおそれがある不開示情報（法第5条6号）にも該当する。

(13) 「日韓国交交渉正常化交渉の記録総説6（在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と
帰還協定の締結）」（文書126・乙第18号証）

ア 不開示情報の内容

被告準備書面(1)別紙第2の12記載のとおり、文書126（乙第18号
証）は、外務省が作成した文書であり、内容は、日本政府と韓国政府との国
交正常化交渉過程における在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結に
ついて日本政府の対応等について日本政府内部で検討した内容等が記載され
ている。

文書126の不開示部分は、①22枚目（約3行分）及び②48枚目（約3
行分）である。

①22枚目の不開示部分には、当時、在日朝鮮統一民主戦線議長であった
李浩然に係る出入国許可問題に関して、日本政府内部で検討された情報が記
載されている。

②48枚目の不開示部分には、在日朝鮮人の北朝鮮帰還について、外務省
アジア局第5課（当時）が作成した「北鮮（ママ）への帰還希望者の送還問
題処理方針」において在日朝鮮人を北朝鮮に帰還させることが大局的に有利
であるという結論に達した具体的理由や価値判断につき、当時の日本政府内
部で検討された率直な意見等が記載されている。

イ 不開示としなければならない理由

①文書126の22枚目の不開示部分には、李浩然の出入国許可問題に関
して、日本政府が李浩然という人物の行動をどのように捉え、かつ、評価し

ていたのかについて、その捕捉・判断を行った具体的機関名と内容が明確に記載されているのであり、このような内容が明らかになれば、日本国内における公共の安全・秩序の維持の在り方が具体的に推測され、支障をもたらすおそれがあると判断される情報である。また、上記の内容は出入国許可問題に関する日本政府の対応に関するものであるから、外国人の出入国に関する事務の遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

さらに、上記の内容が明らかになれば、現下の日朝国交正常化交渉や、その中で議論されることが想定され得る在日朝鮮人の法的地位等に関する議論に対し具体的な影響を与える可能性がある。

したがって、文書126（乙第18号証）22枚目の不開示部分は、当該情報を開示にすることにより、日本の公共の安全・秩序維持に影響が及ぶおそれがあると合理的に推認され、文書に記載されている内容が「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条4号）に該当するのみならず、「外国人の出入国に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」不開示情報（法第5条6号）にも該当する。

さらに、被告は、本準備書面において、上記不開示部分は、「北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法5条3号）であることも追加する。

②文書126の48枚目の不開示部分には、在日朝鮮人の北朝鮮帰還について、日本政府内部で検討した結果、大局的に有利であるという結論に達した具体的理由や価値判断についての当時の日本政府内部での率直な検討状況が記載されているのであり、当該不開示部分が開示されると、在日朝鮮人が日本に居住することと北朝鮮に帰還させることを比較検討した内容やその際の価値判断が露呈することになり、北朝鮮との国交正常化交渉において、

北朝鮮側が当該交渉を有利に推進するための口実を与えかねないこととなり、さらに、当該記載内容は、日本政府部内における、公開しないことを前提とした韓国に対する率直な評価等を記載したものであり、これを公にすることにより、基本的価値を共有する重要な隣国である韓国との間で、信頼関係が損なわれるおそれも十分にある。

以上から、文書126（乙第18号証）48枚目の各不開示部分は、文書に記載されている内容が「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び北朝鮮との国交正常化交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」不開示情報（法第5条3号）に該当するのみならず、「今後、日本政府における韓国及び北朝鮮との交渉における事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがある」不開示情報（法第5条6号）にも該当する。